

令和５年度箕面市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 65,870,000 千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第２条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１２条第１項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第２表 継続費」による。

（債務負担行為）

第３条 地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第３表 債務負担行為」による。

（地方債）

第４条 地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第４表 地方債」による。

（一時借入金）

第５条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第６条 地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１） 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和５年２月２０日提出

箕面市長 上 島 一 彦